改正

平成20年3月27日議会告示第1号 平成24年12月20日議会告示第3号 平成30年3月29日議会告示第3号 令和4年3月23日議会告示第1号

宮崎県政務調査費の交付に関する規程をここに公表する。

宮崎県政務活動費の交付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県政務活動費の交付に関する条例(平成13年宮崎県条例第29号。以下「条例」という。)に基づく政務活動費の交付に関し必要な細則を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第6条に定める会派結成届等の様式は、別記様式第1号、第2号及び第3号によるものとする。

(会派等の通知)

第3条 条例第7条に定める様式は、別記様式第4号によるものとする。

(交付決定の写しの送付)

第4条 知事は、条例第8条の規定により政務活動費の交付を決定し、会派の代表者及び議員に通知したときには、その写しを議長に送付するものとする。

(政務活動費の請求)

第5条 条例第9条第1項に定める様式は、別記様式第5号及び第6号によるものとする。

(収支報告書への政務活動報告書等の添付)

- 第6条 条例第10条第4項の規定による政務活動報告書等の添付は、別記様式第7号及び別記様式 第8号により行うものとする。
- 2 条例第10条第4項の領収書その他の証拠書類の写しを取得することが困難な場合には、別記様 式第9号の支出証明書をもって、これに代えることができるものとする。

(収支報告書等の写しの送付)

第7条 議長は、条例第10条の規定により提出された収支報告書等の写しを、別記様式第10号により知事に送付するものとする。

(政務活動報告書等の整理保管)

第8条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し その内訳を明確にするとともに、政務活動報告書等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動 費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければなら ない。

(収支報告書等の閲覧)

- 第9条 条例第12条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。
- 2 条例第12条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員 の勤務時間中にしなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、条例第12条第2項及び第3項の規定による収支報告書等の閲覧に 関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日議会告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の宮崎県政務調査費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日 (以下「施行日」という。)以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政 務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成24年12月20日議会告示第3号)

この告示は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日議会告示第3号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の宮崎県政務活動費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日 以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前 の例による。

附 則(令和4年3月23日議会告示第1号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。 (用紙に関する経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程及び宮崎県政務活動費の交付に関する規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、 所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県議会議長

殿

会 派 名 代表者名

会 派 結 成 届

宮崎県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり 届け出ます。

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名 (別添名簿のとおり)

宮崎県議会議長

殿

会 派 名 代表者名

会 派 異 動 届

宮崎県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり 届け出ます。

- 1 異動年月日
- 2 異動内容

区分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務活動費		
経理責任者の		
氏 名		
所属議員数		
異動のあった	(新たに所属した議員氏名)	(所属議員でなくなった議員
所属議員氏名		氏名)

宮崎県議会議長

殿

会 派 名 代表者名

会 派 解 散 届

宮崎県政務活動費の交付に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり 届け出ます。

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

印

宮崎県知事

殿

宮崎県議会議長 氏名

政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について

宮崎県政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、政務活動費の交付を 受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

- 1 会派について (別添会派結成(異動、解散)届のとおり)
- 2 議員について (別添議員名簿のとおり)

宮崎県知事

殿

会派名 代表者名

年度政務活動費請求書

宮崎県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり 政務活動費を請求いたします。

記

1 金 円

ただし、 年 月分~ 年 月分(所属議員数 名)

2 所属議員氏名 (別添名簿のとおり)

宮崎県知事

殿

議員氏名

年度政務活動費請求書

宮崎県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり 政務活動費を請求いたします。

記

金 円 ただし、 年 月分~ 年 月分

		政務活動	報告書					
			提出者					
	□調査研究費	□研修費	□広聴広報費	□要請願情等	16.B	整理番号		
使途項目	□会議費	□資料作成費	□盗船丛報賃	□事務別		定理银万		
快速供日	□云磁質		山資料購入 質	※事務所費は議員				
中长口	年 年	□人件費 月 日	~					
実施日	平	月日	~	平)	月 日			
使途·事業名等								
<政務活動に要			to see //		I-I- () -I-	-t->teder		
舒 領収日	費目	支持	出目的・内容等		按分率	充当額		
1 月	日				/.,	円		
2 月	日				/.,	円		
3 月	月				/.,	円		
4 月	日				/	円		
5 月	日				/	円		
6 月	日				/	円		
7 月	日				/	円		
8 月	日				/	円		
9 月	日					円		
10 月	日					円		
11 月	日					円 円		
12 月	日					円		
※支出を証明する	る書類(領収書等	() を提出するこ	Ł		《合計》	円		
	要>※県外で政務			上	WEI 1977			
(SX 27 111 397 -> 1943	1	711130 2 17 2 72 30	H-1044/0C					
目的								
	日付	1 :	相手方		場所	F		
			甲子刀		*8517	'		
n4. tax+	月							
日付・相手方 ・場所	月 F							
- Marin								
	月月							
	月月	1						
内容・所見等								
備考								
	場合は、別紙に診	己載すること。						
WINN LIVE A ST	200 F1 120 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	U+X/ 0 C C 0						

領収書等証拠書類貼付用紙							
			提出者				
使途項目	□調査研究費 □会議費 □事務費	□研修費 □資料作成費 □人件費	□広聴広報費 □資料購入費	□要議情話號 □事務所費 ※事務請は議員のみ	整理番号		
<領収書等証拠書	•			W. A. 2557/19Controls.			

様式第9号(第6条関係)

体 	70 宋)									
		支	出	ĝ.	Œ	明	î	4		
_(使途項目)										
支出年月日	支出額(円)	支	出目	的	支	出	先	証拠書類を徴し がたい理由	備	考
上記のとおり相違ないことを証明します。										
提出者										

様式第10号(第7条関係)				
		年	月	日
宮崎県知事				
殿				
	宮崎県議	会議	Ē	
	氏名			Ħ
政務活動費収支報告書等(写)の送付	について			
宮崎県政務活動費の交付に関する規程第7条の規定に	より、	年	度政務	活動費
収支報告書等の写しを別添のとおり送付します。				